

あなた と 都税

10月号
2017
(平成29年)
第574号

今月の特集は
不正軽油ってなんだろう？

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



10月は不正軽油防止強化月間です！

不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番へご連絡ください。

不正軽油110番

☎0120-231-793 (24時間受付・フリーダイヤル)

殿ヶ谷戸庭園 武蔵野の自然地形「国分寺崖線」を巧みに利用した崖の上の明るい芝生地と崖下の湧水池、樹林と変化が魅力の「回遊式林泉庭園」です。武蔵野の四季折々の野草や木々が織りなす風景をゆったりとお楽しみいただけます。

FAX: 03-5388-1309 Eメール: S0000106@section.metro.tokyo.jp

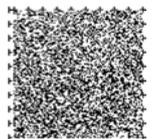
主税局 不正軽油

検索 🔍

都税の情報発信中！

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局



お問い合わせ先：主税局課税部課税指導課 ☎03-5388-2958

教えて!

特集

タク
ちゃん

不正軽油ってなんだろう？

10月は不正軽油防止強化月間です。

今回は、軽油引取税と不正軽油を防止するための取組について、ご紹介します。

Q1

軽油引取税ってだれが負担するの？

タクちゃん



だれが負担する税金なのかな？
下の3つから選んでね。

- ①軽油の購入者
- ②ガソリンスタンドなどの軽油の販売店
- ③軽油の製造業者

タクちゃん



軽油引取税は、主にディーゼル車の燃料に使用する軽油に課税される税金(地方税)だよ。

ぼくたちが購入する軽油には、この税金が含まれているんだ。同じようにガソリンには、揮発油税(国税)が課税されているよ。

ということで、正解は・・・①**軽油の購入者**だよ。

軽油引取税は、国や都道府県に指定された軽油の販売店が、軽油代金と一緒にぼくたちが払った税金を預かって、1か月分をまとめて都税事務所に納めているんだよ。

ガソリンスタンドで給油したときのレシートを見ると、軽油引取税の記載があるから確認してみてね。

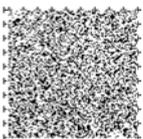


今月のPoint!

～不正軽油とは～

軽油引取税が課税されない灯油や重油などを、軽油に不正に混ぜ、「軽油」として販売、使用されているものを「**不正軽油**」といいます。

軽油引取税の納付を不正に免れている脱税行為であり、不正軽油の製造や販売、運搬などに関係するすべての人が罰則の対象となります。



Q2

不正軽油にはどういった影響があるの？

ノンちゃん



不正軽油は脱税行為になるということだけど、それ以外にどんな影響があるのかしら？

下の3つから選んでね。

- ①大気汚染
- ②車両の不具合
- ③公正な市場競争の妨げ

ノンちゃん



不正軽油を自動車の燃料として使用すると、排ガス中の粒子状物質や窒素酸化物が増加するのよ。

それに、あくまで軽油に似せて造られた燃料だから、エンジンの不具合や損傷の原因となることがあるわ。また、不正軽油は軽油引取税を不正に免れているから、市場価格よりも安く流通してしまうこともあるの。

ということで、正解は・・・①～③の**すべて**が該当するわ。

チェック



<不正軽油防止の取組>

東京都主税局では、都内の幹線道路や工事現場のほか、高速道路のパーキングエリアなどで、ディーゼル車の燃料抜取調査を行っています。また、フリーダイヤル「不正軽油110番」を設置して、不正軽油に関する情報を集めています。



【平成29年度不正軽油防止啓発ポスター】



不正軽油防止強化月間の取組

東京都では、毎年10月を「不正軽油防止強化月間」として、東京都不正軽油撲滅推進協議会^{*}と連携し、不正軽油に関する情報を受け付けている「不正軽油110番」を周知するため、各種PRを実施しています。

＜今年度の主なPR＞

- 不正軽油防止を呼び掛けるラジオCMをAM3局で放送
- 首都高速道路沿線に設置されている12面の大型LEDビジョンに広告を掲出
- 都内5か所の主要幹線道路にある歩道橋に横断幕を設置
- PRポスターを作成し、都内の路線バスの車内等に掲出

さらに、全国47都道府県が連携して、幹線道路で燃料の抜取調査を実施します。

^{*}「東京都不正軽油撲滅推進協議会」は、東京都と軽油の販売・消費を行う民間4団体（東京都石油商業組合、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人東京バス協会）で構成され、不正軽油防止に関する広報・啓発活動、不正軽油に関する情報・意見交換を行っています。

軽油引取税の所管都税事務所・支庁

所管区域	所管都税事務所・支庁
千代田区、中央区、文京区、台東区、荒川区、都外に本店を有する場合	中央都税事務所
港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区	港都税事務所
新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区	新宿都税事務所
墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	江東都税事務所
多摩の市町村全域	立川都税事務所
島しょ	各支庁

情報をお寄せください！



不正軽油に関する次のような情報がありましたら、

不正軽油110番 (☎0120-231-793)

にご連絡ください。

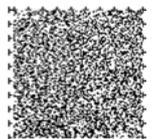
不正軽油の製造	「不審な施設に頻繁にタンクローリーが入りしている。」
不正軽油の販売	「あやしい業者からFAXや飛び込みで格安の軽油の売込みがあった。」
不正軽油の使用	「灯油や重油をトラックなど自動車の燃料として使用している。」

平成29年度 東京都功労者表彰（税務功労）受賞者について

納税協力団体の組織活動を通じて税務行政に貢献された方々に知事から授与されます。受賞者の方（氏名50音順、敬称略）をご紹介します。受賞者のみなさま、おめでとうございます！！



- | | | | |
|-------------------|--------|--------------------|--------|
| ・(公社) 武蔵府中青色申告会会長 | 相原 博 | ・元(公社) 江東西青色申告会会長 | 福與 公秀 |
| ・浅草納税貯蓄組合連合会副会長 | 阿部 巖文 | ・世田谷納税貯蓄組合連合会会長 | 古川 進一 |
| ・元(公社) 板橋法人会会長 | 荒井 宏二 | ・中野納税貯蓄組合連合会会長 | 丸岡 千鶴子 |
| ・品川納税貯蓄組合連合会副会長 | 角田 善治郎 | ・(一社) 本所青色申告会理事長 | 宮下 友良 |
| ・(一社) 神田青色申告会会長 | 角谷 幸男 | ・本郷納税貯蓄組合連合会副会長 | 八木 健一 |
| ・(公社) 雪谷法人会会長 | 金山 宏 | ・(公社) 渋谷法人会副会長 | 八木原 保 |
| ・武蔵野納税貯蓄組合総連合会会長 | 鈴木 弘昭 | ・元(公社) 荒川法人会会長 | 山岡 景仁 |
| ・麻布納税貯蓄組合連合会会長 | 須永 達雄 | ・元 小石川納税貯蓄組合連合会副会長 | 山口 貞二 |
| ・江戸川南納税貯蓄組合連合会会長 | 関 善明 | ・元(公社) 足立法人会会長 | 渡邊 喜一郎 |
| ・元 豊島納税貯蓄組合連合会副会長 | 戸澤 爲利 | | |
| ・(一社) 雪谷青色申告会会長 | 中村 英一 | | |



昭和50(1975)年



「東京都の木」イチヨウの葉が印象的なこのポスターは、事業所税が創設されたときに作られたものです。事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるための目的税で、法律で定められた都市のみで課税されます。現在、東京都では23区と武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市で課税されています。

事業所税の創設から40年以上が経過し、その間、都市環境も大きく変化を遂げてきました。東京では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、新たな施設の建設や街並みの整備により、更なる変化を遂げようとしています。ポスターで表現されたイチヨウは、こうした変化をこれからも見守っていくのかもしれない。

お知らせ

10月は個人住民税「普通徴収」の第3期分の納期です

納期内納税にご協力をお願いいたします。

☎ 各区市町村の窓口



個人住民税 PRキャラクター
ぜいきりん

自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月27日(水)に「自動車税減免の更新手続について」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続ですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して**10月31日(火)**までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066(平日9時~17時)

公売情報

インターネット公売(不動産、動産・自動車)を実施します！

公売参加申込期間：9月28日(木) 13時~10月16日(月) 23時

入札期間(不動産)：

10月23日(月) 13時~

10月30日(月) 13時

せり売り期間(動産・自動車)：

10月23日(月) 13時~

10月25日(水) 23時

動産・自動車については、下見会を実施予定です。

詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

☎ 主税局徴収部機動整理課公売班

☎ 03-5388-2986



お願い

統計調査にご協力ください

統計調査員がお伺いいたします。ご回答をお願いいたします。

調査結果は、国民の共有財産として、日本経済の発展や国民生活の向上に活用されています。

~調査内容~

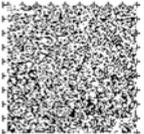
- 労働力調査
就業状況や完全失業率など「雇用」
- 家計調査
世帯の収入・支出など「家計収支」
- 小売物価統計調査
商品の小売価格やサービスの料金など「消費者物価」
- 個人企業経済調査
営業収支などの「経営の実態」

☎ 総務局統計部社会統計課
☎ 03-5388-2551

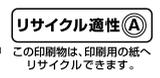
詳細は、<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

編集後記

10月になると暑さもおさまり、一年でいちばん快適な季節になります。年々この季節が短くなっているように思うので、貴重なこの期間を大事に過ごしたいです。(Y)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020年に向けた実行プラン~」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(28)62 平成29年10月1日発行